

令和 6 年度東京都児童相談体制等検討部会ワーキンググループ第 2 回 <議事要旨>

1 会議概要

(1) 開催日時

令和 6 年 12 月 16 日（月）午後 3 時 0 0 分から 5 時 3 0 分

(2) 開催方法

対面開催

2 議事

(1) 都区の児童相談所間のケース移管及び家庭復帰

【主な内容】

- ・ 今回は、ワーキンググループ第 1 回の議論を踏まえて論点整理を行い、令和 7 年度のワーキンググループにおける議論のポイントとなる中間まとめの取りまとめに向けた検討を行った。

<第 1 回ワーキンググループの議論から見えてきた課題>

① 移管先児相の受理のタイミング

- ・ 移管元児相から移管先児相への第 1 報のタイミングや、移管先児相の受理のタイミングについて、共通認識を持つ必要があり、整理が必要

② 転居後の児童の安全確認

- ・ 全国児童相談所長会の申し合わせ（以下、「全国ルール」と記載）では、原則移管先児相が安全確認をすることになっているが、近接する自治体間での移管において、転居後の安全確認を誰が行うかについて、整理が必要

③ 移管元児相と移管先児相の役割分担

- ・ すでに転居の事実がある場合、移管に際し、移管元児相から移管先児相への引継ぎや調査内容に不足があった場合の追加調査について、誰がどのように行うかについて、整理が必要

④ アセスメントシート

- ・ 移管に際して活用する「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」の記載方法や共有のタイミングの共通認識を図ることが必要

⑤ 児童票等・提供されるべき資料

- ・ 移管元児童が移管先児相に提供すべき資料の内容や種類について整理が必要

⑥ 援助方針の継続及び ⑦ 移管後 1 か月の再アセスメント

- ・ 全国ルールに定める、移管元児相が決定した援助方針を移管先児相は少なくとも 1 か月間継続する、という対応は実施している状況。一方で、移管後 1 か月後の

援助方針の再アセスメントについては、移管先児相における転居後の養育状況等の把握の上、適切に援助を行う必要があり、実施を徹底することが必要

- ⑧ 移管を伴う家庭復帰時における、事前協議、情報共有、援助依頼
 - ・ 管轄区域外への家庭復帰について、子家センの視点も交えながら、移管元児相、移管先児相の連絡や役割分担、アセスメントの根拠の共有、異なる手法を用いた自治体間での連携、家庭復帰前の個別ケース検討会議の実施状況等の議論が必要
- ⑨ 家庭復帰の進め方、チェックリスト活用、共通のチェックリストの必要性
 - ・ 虐待対応において異なる手法を用いている自治体間において、相互のツールについて認識すべき事項、連携を円滑にするために共有すべき事項の整理が必要
 - ・ 家庭復帰を判断した根拠となるアセスメントの内容を子家センと共有することが必要

<令和6年度の間まとめ（令和7年度の議論のポイント）>

- ・ 第1回児童相談体制等検討部会（以下、検討部会と記載）の意見を踏まえた4つの検討の方向性（※）を前提に、検討部会及びワーキンググループでの意見を踏まえた令和7年度の議論のポイントを事務局から提案。
- ① 下記事項について、移管元児相における当該家庭への係属状況（調査中、在宅指導中、措置中）、リスクの程度、移管元児相と家庭との関係性等によって対応方法が異なることが想定されるため、いくつかの事例を基に検討・議論
《対応の整理が必要な事項》
 - （ア） 移管元児相から移管先児相への第一報のタイミング
 - （イ） 移管先児相の受理のタイミング
 - （ウ） 転居後の安全確認を誰がどのように行うか
 - （エ） 移管先児相に提供すべき資料の内容、種類
 - （オ） 追加調査を誰がどのように行うか
 - ② アセスメントシートの記載方法や共有のタイミングの共通認識を図る
 - ③ 虐待対応において異なる手法を用いている自治体間で、お互いのツールとして認識できると良いこと、連携を円滑にするためにあった方が良いことを整理
 - ④ 次の（ア）～（ウ）について、全国ルールの遵守の再徹底、運用の課題の解決方法を検討
 - （ア） 移管一か月後の援助方針の再アセスメントの実施
 - （イ） 家庭復帰前の個別ケース検討会議の実施
 - （ウ） 要保護児童等に関する情報共有システム（国情報共有システム）の利用
 - ⑤ 管轄区域外への家庭復帰の進め方について、子家センの視点も交えて共通認識を図る

⑥ 議論の結果、ルール等を効果的に周知し、理解・浸透を促進するための方法

※ 4つの検討の方向性

(ア) 全国ルールの遵守を大前提とする

(イ) 申し合わせの遵守状況の検証、確認を行い、課題に対し、どう解消につながるか検討。その上で、都区の児童相談所間における共通認識をつくり、適切な運用に繋げる

(ウ) 児相ごとの援助の手法等独自性については尊重。そのうえで、よりよい援助につながるものは全体で共有し、都の児童相談体制のレベルアップにつなげる

(エ) 都児相、区児相、区市町村子家センのそれぞれの視点から議論の上、オール東京としての対応ができるよう取りまとめている

【主な意見】

- ・ 全国ルールに記載がある事項（移管元児相から移管先児相への第一報のタイミング、移管先児相の受理のタイミング、転居後の安全確認を誰がどのように行うか）について、周知徹底するというのではなく、新たに何かを上乗せするという事か。
- 事務局回答： 全国ルールの遵守が大前提。新たなルールの策定ありきではなく、具体的な運用状況や運用の中で困っていること等を具体的に議論し、児相間における認識の齟齬があれば、埋めていくために方策を考え必要がある。
- （事務局回答に対して） そうであれば、令和7年度の議論のポイント①では、判断に迷った事例や、うまくいかなかった事例等を基にすると、有意義な議論ができると思う。

(2) 「東京ルール」の検証

【主な内容】

- ・ 検討部会で交わされた意見、確認された検討の方向性を事務局から提示。
- ・ 検討項目ごとに、「児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール（以下、「東京ルール」と記載）」及び「子供家庭支援センターと児童相談所の共有ガイドライン（以下、「共有ガイドライン」と記載）」を参照しながら、令和6年5月に都立・区立児相及び区市町村子家セン向けに実施した児童相談体制における現状把握のための調査結果から見えた、東京ルールの運用における現状と課題について事務局より提示。
- ・ 検討の方向性を踏まえ、事務局より示した東京ルールの運用における課題について、子家セン、都児相、区児相それぞれの視点から意見交換し、論点整理を行った。

<検討部会での主な意見>

- ・ 児相と子家センの日ごろからのコミュニケーションがとれていることが重要。お互いの意思疎通、認識のすり合わせが大事。
- ・ 東京ルール策定の背景や経緯、児相から子家センへの送致（以下、「子家セン送致」と記載）の仕組みができるまでの変遷等を理解したうえで議論できると良い。
- ・ 子家セン送致と子家センから児相への送致（以下、「送致」と記載）はセットに考えないと一方通行の話になってしまう。すなわち、事前予防が必要なケースは区市町村、専門的な相談は児童相談所というそれぞれの役割を認識し、児相送致を児相が受けていくことが大事。
- ・ 警察から児相への通告内容が多様化している（養育困難を主訴として通告等）ことを踏まえ、改めて、区市町村送致の基準について検討できると良い。
- ・ 特定妊婦の定義や対応方法について、児相と子家センで異なることがあるかもしれない。
- ・ 令和7年度以降の取組として、経験の浅い職員も含め、ルールの周知や理解促進等を考えた方が良い。

<検討部会で確認された検討の方向性>

- ① 児童虐待相談対応において、円滑な連携のために都児相と子家セン間の齟齬をなくす
- ② 都児相、区児相、区市町村子家センの円滑な連携のため、必要な共通理解を持つ
- ③ 自区内で東京ルールを活用していない区児相においても、東京ルールを活用している子家セン等との調整に当たっては、ルールを準用

ア 子家センから児相への連絡調整（援助要請・送致）

【課題】

- ・ 子家センが児相に対して行う援助要請や送致が円滑に進まない場合がある。

【意見交換】

[子家セン]

- ・ 子家センは、児相に関与を求める必要性を明確にする必要があるが、子家センも困って児相に相談しているので、児相も組織として改めて所内協議をし、組織として返してもらうことが必要。
- ・ 援助要請・送致を受けてもらえる基準がある程度明確になるとよい。連絡調整におけるチェックリスト等があると統一的な判断ができるのではないかな。
- ・ 児相へは口頭で様々な情報を伝えているが、文書でどこまでの内容を児相に上げるか悩むため、様式のフォーマットが決まっているとよい。

- ・ 連絡調整において、児相の上席者がおらず、援助要請・送致を受けてもらえるか返事をもらうまで時間を要し、迅速な対応に欠けることがある。
- ・ 子家センから児相に送致した際、児相においてきょうだいの受理がなされない場合がある。

[都児相]

- ・ 子家センにおいて一時保護が必要ではないか、と判断するケースについて連絡があれば、送致を受けていると思う。まず援助要請、そこから保護が必要であれば送致とする流れが比較的スムーズではないか。子家センは一時保護の判断はしない、となると、調査や面接をもう少し子家センで対応して欲しい、となる。
- ・ 子家センからの相談をうけて、児相としては、今回は児相と子家センで一緒に対応しよう等、段階的な対応をしていると思う。
- ・ 児相が子家センにもう少しやってほしいと思っている部分と、子家センの、ここからは児相でということでのギャップが生じている。人事異動により、積み上げたものがお互い通じずギャップにつながることもある。
- ・ 一対一の電話ではなく、オンライン会議等を活用し、複数人で共有しながら、お互いにここはどうなのかとアセスメントシートを共有しながらできるような、協議の場の充実化や複数での協議等を考えると先に進めるのではないかな。

[区児相]

- ・ 区児相設置により見えることとして、児相と子家センが一緒に行う会議の中で、児相側が子家センに聞き取りをしながらやり取りをして方針を決めるが、お互いに立場が違ったり見えなかったりするからこそ、うまくいかないこともある。
- ・ 子家センの苦しいところは一時保護所が何をするかのイメージを持ってないこと。そもそも子家センが「一時保護が必要かどうか」を判断する材料は、国の「子ども虐待対応の手引き」が規定する「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」しかない。「保護しない」という判断を子家センがするのは不安が残る。子家セン側が判断するためのアセスメントシートのようなものを作り込む必要がある。

イ 性的虐待への対応

【課題】

- ・ 児相と子家セン間の役割分担が、東京ルールや共有ガイドライン通りに運用されていない場合がある。

【意見交換】

[都児相]

- ・ 令和5年12月の刑事訴訟法改正もあり、以前のように子家センに対応を依頼す

ることは児相の現場ではなくなっている認識。一刻も早い児相への連絡と、所属機関や子家センでの子供への聞き取りをしないように依頼している。

- ・ 周辺調査に関しては、子家センにおいて実施していただきたい。
 - ・ アセスメントの結果、軽微なケースと判断される場合は、子家センで対応を行う実情はある。迷う場合は児相とコミュニケーションをとって対応できるとよい。
 - ・ 性的虐待を主訴として援助要請や送致があった場合、児相は一時保護を前提として受理しているか、一時保護せず在宅で被害確認面接を行うことも想定しているか。
- 都児相： 児童の初期面接において被害の開示があれば、まずは一時保護の説得を行う。比較確認面接は一時保護下での実施を基本としている。

ウ 児相から子家センへの連絡・調整（協力依頼・子家セン送致）

【課題】

- ・ 児相から子家センへの子家セン送致の実情について確認する必要がある。
- ・ 警察からの児童通告の幅が広がっており、東京ルールに零時のない事例における、児童と子家センの役割分担等について検討する必要がある。
- ・ 「子家センによる身近な支援が適している」との理由による子家セン送致について、児相が子家センに求めている具体的な支援内容が共有されない。

【意見交換】

<送致について>

[子家セン]

- ・ 「近隣・知人からの通告」等は地域の方が自転車で駆けつける等、スピーディーな対応が可能。児相が来た、ということより地域の支援機関が来た、という方が保護者の抵抗も少ない。
- ・ 配偶者暴力から逃げている保護者と児童を、そのまま福祉事務所と連携して支援につなげたケースや、夫婦喧嘩の原因が子供の発達課題にあり発達相談につなげたケース、また、経済的に困窮している家庭を生活保護につなげたケースなど、よりサービスにつながりやすく、地域が支援をする意味があった。
- ・ 継続的な支援は地域の方が適しており、児相からの子家セン送致ケースは、地域支援が必要だと感じるものが多い。
- ・ 心理的虐待や泣き声通告に限らず、心理的虐待の延長線上での身体的虐待等の軽微なケース、子家センの係属ケースについての子家セン送致は、受けている。
- ・ 警察からの通告ケースでは、保護者から「面接が必要とは聞いていない」と言われ、対応に苦慮することがある。
- ・ 夫婦間の激しい暴力や、子供に身体症状が出ている状況が続いているようなケー

ス、また、相談機関の関わりを拒否するケースは、児相が受けてくれるとありがたい。

- ・ 泣き声通告について、児相で特定できるようなケースについても、不明として送致としているように感じる。
- ・ 子家セン送致の際、児相がなぜ子家セン送致にしたか、その趣旨や調査方針を明確に説明してもらいたい。
- ・ 子家セン送致の対象として、東京ルールに例示される「近隣・知人からの通告（泣き声通告等）」「警察からの通告（心理的虐待暴力目撃等）」以外の、「子家センによる身近な支援が適していると判断」されるケースについて、各自治体においてどのような運用がされているのか、知りたい。

[都児相]

- ・ 心理的虐待暴力目撃を主訴（夫婦喧嘩）として、何度も警察から児相に通告が入り、そのたびに、子家セン送致となるケースについては、子家センだけでの対応が厳しいので児相に入ってもらいたいと言われることもある。
- ・ 近隣・知人からの通告や警察からの通告に関し、軽微なものや子家セン係属ケースについては、子家センが対応できる場合には、子家セン送致をしている。
- ・ 子家セン送致をする場合、子家センに具体的にしてほしいこと、重点的に対応してほしいことを具体的に話すようにしている。
- ・ 児相と子家センの双方が把握しているケースを子家セン送致とする際は、今後のケースワークに係る具体的な話をするようにしている。

<協力依頼について>

[子家セン]

- ・ 児相から子家センに協力依頼があり、児相において子家センにケースを引き継いだという判断で相談を終結するケースが多々ある。これは実質的な主担当変更であり、手続きは協力依頼ではなく、送致に該当するのではないか。また、協力依頼を受けた後に、児相の終結を子家センが知らないままケースワークが続いていたこともあった。
- ・ 児相からの協力要請により、子家センが個別ケース検討会議を開いているが、子家センに相談の受理歴がないケースや、長年措置されている子が家庭復帰される場合等、児相主催で会議を開催できないか。
- ・ 家庭復帰前に実施することとされている個別ケース検討会議の開催について、開催依頼が復帰直前の場合がある。子家センとしては、在宅支援を児相と並走しながら、ソフトランディングできるような方策をとれる良い。

エ 特定妊婦

【課題】

- ・ 子家センが児相に情報を伝えても、児相で受理がされていないことがあった。
- ・ 現行では「東京ルールの連絡調整に関する基本ルールになじまない」としているが、大都市特有の新たな課題への対応も求められる中、切れ目のない支援という観点を検討する必要がある。

【意見交換】

[子家セン]

- ・ 子家センから児相に情報を上げる際は、保護者に「一時保護になるかもしれない」と説明ができるような状況なのかも含め、リスク管理や次の状況の段取りを考えながら、早め早めに共有するようにしている。
- ・ 母子保健とのリスク管理やリスク認識について、母子保健は伴走・寄り添い型となるところ、児童福祉としてリスク管理の必要性もあるので、こども家庭センター内ですり合わせが必要。

[都児相]

- ・ 保健センターの保健師は、社会診断に関しては十分ではないところがある。
- ・ 児相は子家センから情報をもらうだけでなく、どのような支援が必要で、どういうことをした方が良いか助言することが求められる。
- ・ 子家センが保護者への聞き取り調査に躊躇し、出産後、児相が緊急対応することになるケースも多い。社会調査において保護者に向き合う経験を重ねることは、スムーズな連携につながる。
- ・ 保健師と共有して、子家センの調査のレベルアップにつなげてもらえるとありがたい。
- ・ 個別ケース検討会議の開催や、どこの機関が進行管理を担うのか等、保健センターも含めて、主担当機関をどうするか等、一度議論した方が良い。
- ・ 今は、児相は特定妊婦の情報が入れれば受理をすることになっており、そのことをしっかり全区市町村に周知する必要がある。

オ 手続きの簡略化

【課題】

- ・ 共有ガイドラインに基づく手続きにおける業務負担の現状把握や、DX化を含む効率化に向けた取組の検討が必要。

【意見交換】

[子家セン]

- ・ 児相へは口頭で様々な情報で伝えているが、文書においてどこまでの内容を児相に上げるか悩むため、様式のフォーマットが決まっているとよい(再掲)。

- ・ 連絡調整に係る子家センから児相へ発出する文書は、かなりボリュームがあるため、簡略化や電子化等の工夫ができると良い。
- ・ 援助要請を依頼したが、結果送致となった場合やその逆の場合において、子家センから児相へ通知書を 2 種類出してもらっている現状があると思う。検討の中で一本化して問題ないということになれば、当初の依頼と協議の結果が分かるような様式に変更する等で、子家センの業務量が軽減されるのではないか。
- ・ リスクアセスメントシートについて、東京ルールに「使用上の留意点」はあるが、経験が浅い職員にとっては読み解きが難しい。
- ・ 都が開発・導入した「東京都版虐待リスク評価アプリケーション（以下、「リスク評価アプリ」と記載）」の活用はしていないが、リスク評価アプリのチェック項目について細かい例示があったので、その要素は良かった。また、リスク評価アプリのチェック項目に複数該当するとリスク判定が変わるという考え方があるなら、それを示せると良い。

[区児相]

- ・ 児相設置区では、児相と子家センで同じシステムを使用しており、リスクアセスメントシートをシステム上に添付すると、お互いに閲覧できるようになっている。
- ・ 児相設置区内で送致をする場合、書式は簡略化し、氏名・住所・主訴・ケース番号だけを記載。データーは児相と子家センの共有フォルダに格納し、子家センの方でプリントアウトして押印している。

カ 制度改正の反映

【課題】

- ・ 児童福祉法改正内容について、東京ルールへの反映の必要性に関する検討が必要

【意見交換】

- ・ 令和 6 年度児童福祉法改正を踏まえ、こども家庭センターは設置済みであり、利用勧奨を実施しているケースはあるが、利用措置はまだ未実施。また、サポートプランの作成は行っているが、支援対象者と一緒に作成することが難しい。
- ・ サポートプランの作成にあたって、子供の意見も反映していきたいが、保護者の意見が大きくなってしまっている。
- ・ こども家庭センターは設置しているが、サポートプラン作成は検討段階。

※ その他、子家センから意見及び質問

- ・ 「要保護児童」「要支援児童」の言葉の使い方について、在宅の児童について「要保護児童」と呼んだりすることがあるが、運用上の定義づけはあるのか。
- ・ 子家センとしては、信頼関係を保ちながら児相と協同して対応していきたいと思っ

ているが、連絡調整のやり取りの中で、きつい言い方をされる場面もあるので、もし子家センに対して意見等があれば、係長級や課長に伝えてほしい。

- ・ 東京ルールには共通理念として、「互いの事業と機能を理解し、その立場を尊重して」と大事なことが記載されている。解釈の仕方や表現があいまいな部分があり、また、お互いのコミュニケーションの不足もあり、うまくいかないところもあると思う。基本は理念を大事にしながら、分かりやすく伝え合い、そして最終的には組織同士でちゃんと話ができるとよい。

(3) 都区共同企画研修の実施に向けた検討状況

【主な内容】

- ・ 資料に基づき、事務局より説明。
- ・ 都と区市町村を対象とした合同研修のうち、都と特別区職員研修所が共同して企画する研修について、実務者も交えながら検討を進めている。
- ・ 令和7年度は「中堅層強化」「先進的取組の共有」を実施予定。東京全体における高い専門性の維持・向上、また「顔の見える関係」の構築を進めていきたい。

【意見交換】

特になし

(4) 施設への入所調整の効率化に向けた検討

【主な内容】

- ・ 資料に基づき、事務局より説明。
- ・ 施設の空き情報をリアルタイムに確認できるツールについて、令和6年度中の開発を目指して、今後、区児相も含めた各児相及び施設に対してデモ版ツールを配布し、試行実証をしていく予定。
- ・ 幅広く意見をいただきたく、試行実証に当たっては、ご協力をお願いしたい。

【意見交換】

- ・ 令和8年度に向けて、施設と入所を必要とする児童のマッチングを行うシステムを構築予定、ということだが、マッチングに当たっては児童の状況や施設側の状況等、様々な要素があると思うが、AIを活用したマッチングを想定しているのか。
- 事務局回答： 現時点では、児相側のニーズや施設側の受入れ可能状況等を踏まえた自動振り分け機能をシステムに実装し、最終的には人がアセスメントをしたうえで施設へ打診することを検討している。